

住み慣れた地域で 安心して

じぶんらしく

生活するための お手伝い

た か や ま し し ょ う

高山市障がい者

せ い か つ し え ん

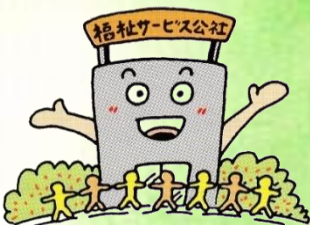
生活支援センター

- ・ 指定特定相談支援事業
(事業所指定番号 2132700481)
- ・ 指定障害児相談支援事業
(事業所指定番号 2172700060)
- ・ 障がい者(児)相談支援事業※

※障がい者(児)相談支援事業は高山市より委託を受けている事業です。

市内全域対応 OK

相談無料



(一財) 高山市福祉サービス公社



『高山市障がい者生活支援センター』とは？

障がいのあるかたやそのご家族からの相談に応じて、障害福祉サービスの利用をはじめ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連携など、ご本人の希望される生活の実現をお手伝いする相談支援事業所です。

※関係機関とは？・・・行政や障害福祉サービス事業所、ボランティア、学校、社会福祉協議会、医療機関、保育（幼稚）園、ケアマネジャーなど、地域での生活をより豊かにするために必要な団体や事業所の事です。こうした関係機関とのネットワークを広げることで、おひとりでは難しい問題の解決へと導きます。

こんなお悩み、
まずは相談してみませんか？



関係機関とのネットワークを利用し、適切な支援を受けることができるようにお手伝いします。ご本人・ご家族の思いに寄り添って、必要に応じて市役所や病院などへの同行を行います。

- ・ 障害福祉サービスを利用したい
- ・ 生活面での不安を感じる
- ・ 子育てで悩んでいる
- ・ 障がいや病気について
- ・ 障害者手帳を取得したい
- ・ 就職について

- ・ 権利擁護について
- ・ 障害者年金の取得について
- ・ 日中活動について
- ・ 放課後等デイサービスを使いたい
- ・ 児童発達支援事業を利用したい

※福祉サービスの利用には、市への申請とサービス等利用計画の作成が必要になります。計画の作成についても、当事業所にて対応させていただきます。

相談の対象となるかたは？

- ・ 高山市内で生活をされる障害者手帳（療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方や指定難病と診断された方。
- ・ 児童発達支援事業（療育など）や放課後等デイサービスの利用を考えている方。
- ・ その他、ご家族や支援者・上記のような状態に準ずる方で生活に困難を抱えている方。

※すでに『介護保険サービス』『障害福祉サービス』を利用されている方は、まず担当のケアマネジャー・相談支援専門員にご相談ください。





相談の流れ（概要）

① 【電話相談】

まずは電話・メールなどでお気軽にご相談ください。（ご本人からでなくてもOK!!）
※ご家族をはじめ関係機関など支援者からのご相談も承ります

サービスの利用や、複雑な課題など相談に時間を必要とする場合は、日程調整させていただき来所や訪問による面談を行わせていただきます。（②へ）



② 【初回面談】（30分～1時間程度）

日程の調整後、来所や訪問にて面談を行います。

現在の状況やこれまでの経過などについて詳しくお話を伺います。
問題の明確化と整理を行う事で、問題解決の方法を一緒に考えさせていただきます。

- ・福祉サービス利用が必要な場合は『計画相談支援』として対応させていただきます。（③へ）
- ・上記で解決が難しい場合は、関係機関と連携し問題の解決を検討します。（④へ）



③ 【計画相談支援】

（契約に基づきサービス利用に向けた支援を行います。）

問題解決の手段として

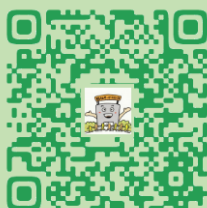
- ・障害福祉サービス
- ・障害見通所支援 が必要な場合



- 『市役所への申請補助』
- 『サービス等利用計画の作成』
- 『福祉サービスの調整』
- 『事業所見学同行』 などを行います。

※詳細については当事業所ホームページより
【障害福祉サービス利用の大まかな流れ】をご確認ください。
（URL）
<https://www.takayamakousya.jp/publics/index/34/>

QRコードはこちら⇒



または↓で検索

高山市障がい者生活支援センター



④ 【関係機関との連携】

適切な支援を受けることができるよう、他の支援機関への引継ぎや事業所の情報提供を行います。
（市役所・子供相談センター・病院など）

様々な課題に柔軟に対応するために・・・

○各種資格保有の相談支援専門員を配置!

- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・保育士 など

○専門的支援体制のための研修を受講済!

- ・医療的コーディネーター養成研修
- ・精神障がい者支援体制
- ・強度行動障害支援者養成研修
- ・主任相談支援専門員養成研修 など



(一財) 高山市福祉サービス公社とは・・・

在宅保健福祉サービスを専門的に行うために、高山市が出資して設立された財団法人です。高齢者や心身等に何らかの障がいがある方たちが安心して在宅で生活できるように、様々な福祉サービスを提供しています。

わたしたちが大切にしていること

(一財) 高山市福祉サービス公社経営理念

わたしたちは、高齢者や心身等に障がいのある方とご家族が、住み慣れた地域や在宅で安心してこころゆたかに暮らし続けることができるよう、お一人おひとりのその人らしい思いや尊厳を大切に多様で確かな福祉サービスを提供します。

(一財) 高山市福祉サービス公社行動指針

わたしたちは理念の実現に向け、組織の一員として、また地域住民として、つねに誇りと責任を持ち、次のとおり取り組みます。

- ご利用者様の尊厳と自立をねがい、ご家族と協働しながらお一人おひとりにあった真心のサービスを提供します。
- 福祉サービスの担い手として、つねに向上心を持ち、より高い専門性を身につけ、信頼と責任のケアに努めます。
- 『ありがとう』『お大事に』の笑顔と声かけて、感謝と思いやりの人づくり職場づくりを進めます。
- 市や地域の関係団体と連携し、高齢者や障がいのある方々の暮らしを支え、地域に根ざした在宅福祉の向上に寄与します。
- つねに新たな福祉ニーズに対応した良質なサービスの提供者として、健全で安定した事業経営をめざします。

平成18年2月1日制定

あなたの不安が少しでも軽くなる方法を一緒にさがえませんか？
ご相談お待ちしております。

支援センター職員一同



- (のらマイカー) 南線 山王福祉センター前 下車すぐ
- (お車で) 東海北陸自動車道清見IC～中部縦貫道高山IC ⇒ 約15分
- (列車で) JR高山本線 高山駅下車 ⇒ 徒歩約20分

一般財団法人 高山市福祉サービス公社 高山市障がい者生活支援センター

電話 (0577) 57-7294

FAX (0577) 36-1385

住所 岐阜県高山市森下町1-208
(山王福祉センター 1階)

メール fukushisv-syougai@mocha.ocn.ne.jp

営業時間 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)
※ 土・日・祝日・12/29～1/3はお休み。

